

関連する法令・通知等

目次

|                                                                                                                       |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. 環境基本法 .....                                                                                                        | 2  |
| 2. 水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号） .....                                                                    | 3  |
| 1 河川 .....                                                                                                            | 4  |
| 2 海域 .....                                                                                                            | 11 |
| 3. 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準につ<br>いて（公布日：平成 18 年 06 月 30 日環水大水 060630001 号、環水大土 060630001 号） ..... | 17 |
| 第 1 環境基本法関係.....                                                                                                      | 17 |
| 第 2 水質汚濁防止法関係 .....                                                                                                   | 23 |
| 3. 水浴場水質判定基準.....                                                                                                     | 25 |

# 1. 環境基本法

## 第 16 条

政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2. 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

- 一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

- 二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

- イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

- ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3. 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4. 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

## 2. 水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

### 第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

#### 1. 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

#### 2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域(以下「県際水域」という。 )の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

# 1 河川

(1)河川（湖沼を除く。）

ア

| 項目<br>類型 | 適応性                                     | 基準値                                                                                      |                         |                          |                                                                                                             |                       | 該当水域                                         |
|----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------|
|          |                                         | 水素イオン濃<br>度<br>(pH)                                                                      | 生物化学的酸<br>素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>量<br>(SS)        | 溶存酸素量<br>(DO)                                                                                               | 大腸菌数                  |                                              |
| AA       | 水道1級<br>自然環境保全<br>及びA以下の欄に<br>掲げるもの     | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                         | 1 mg/L<br>以下            | 25mg/L<br>以下             | 7.5mg/L<br>以上                                                                                               | 20CFU/<br>100mL 以下    | 第1の2<br>の(2)によ<br>り水域類<br>型ごとに<br>指定する<br>水域 |
| A        | 水道2級<br>水産1級<br>水浴<br>及びB以下の欄に<br>掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                         | 2 mg/L<br>以下            | 25mg/L<br>以下             | 7.5mg/L<br>以上                                                                                               | 300CFU/<br>100mL 以下   |                                              |
| B        | 水道3級<br>水産2級<br>及びC以下の欄に<br>掲げるもの       | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                         | 3 mg/L<br>以下            | 25mg/L<br>以下             | 5 mg/L<br>以上                                                                                                | 1,000CFU/<br>100mL 以下 |                                              |
| C        | 水産3級<br>工業用水1級<br>及びD以下の欄に<br>掲げるもの     | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                         | 5 mg/L<br>以下            | 50mg/L<br>以下             | 5 mg/L<br>以上                                                                                                | —                     |                                              |
| D        | 工業用水2級<br>農業用水<br>及びEの欄に掲げ<br>るもの       | 6.0 以上<br>8.5 以下                                                                         | 8 mg/L<br>以下            | 100mg/L<br>以下            | 2 mg/L<br>以上                                                                                                | —                     |                                              |
| E        | 工業用水3級<br>環境保全                          | 6.0 以上<br>8.5 以下                                                                         | 10mg/L<br>以下            | ごみ等の浮遊<br>が認められな<br>いこと。 | 2 mg/L<br>以上                                                                                                | —                     |                                              |
| 測定方法     |                                         | 規格 12.1 に定<br>める方法又は<br>ガラス電極を<br>用いる水質自<br>動監視測定装<br>置によりこれ<br>と同程度の計<br>測結果の得ら<br>れる方法 | 規格 21 に定め<br>る方法        | 付表 9 に掲げ<br>る方法          | 規格 32 に定め<br>る方法又は隔<br>膜電極若しく<br>は光学式セン<br>サを用いるを<br>用いる水質自<br>動監視測定装<br>置によりこれ<br>と同程度の計<br>測結果の得ら<br>れる方法 | 付表 10 に掲げ<br>る方法      |                                              |

## 備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 C F U / 100ml 以下とする。
- 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位は C F U（コロニー形成単位（Colony Forming Unit）） / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

## （注）

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$  - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

| 項目類型  | 水生生物の生息状況の<br>適応性                                                                     | 基準値              |                   |                              | 該当水<br>域                                            |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------|
|       |                                                                                       | 全亜鉛              | ノニルフェ<br>ノール      | 直鎖アルキルベ<br>ンゼンスルホン<br>酸及びその塩 |                                                     |
| 生物 A  | イワナ、サケマス等比<br>較的低温域を好む水生<br>生物及びこれらの餌生<br>物が生息する水域                                    | 0.03mg/L<br>以下   | 0.001mg/L<br>以下   | 0.03mg/L 以下                  | 第 1 の 2<br>の(2)に<br>より水<br>域類型<br>ごとに<br>指定す<br>る水域 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、<br>生物 A の欄に掲げる水<br>生生物の産卵場（繁殖<br>場）又は幼稚仔の生育<br>場として特に保全が必<br>要な水域        | 0.03mg/L<br>以下   | 0.0006mg/<br>L 以下 | 0.02mg/L 以下                  |                                                     |
| 生物 B  | コイ、フナ等比較的高<br>温域を好む水生生物及<br>びこれらの餌生物が生<br>息する水域                                       | 0.03mg/L<br>以下   | 0.002mg/L<br>以下   | 0.05mg/L 以下                  |                                                     |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水<br>域のうち、生物 B の欄<br>に掲げる水生生物の産<br>卵場（繁殖場）又は幼<br>稚仔の生育場として特<br>に保全が必要な水域 | 0.03mg/L<br>以下   | 0.002mg/L<br>以下   | 0.04mg/L 以下                  |                                                     |
| 測定方法  |                                                                                       | 規格 53 に定<br>める方法 | 付表 11 に掲<br>げる方法  | 付表 12 に掲げる<br>方法             |                                                     |

## 備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

| 項目類型 | 適応性                                           | 基準値                                                      |                     |                      |                                                                 |                     | 該当水域                         |
|------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------|
|      |                                               | 水素イオン濃度<br>(pH)                                          | 生物化学的酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質質量<br>(SS)       | 溶存酸素量<br>(DO)                                                   | 大腸菌数                |                              |
| AA   | 水道 1 級<br>水産 1 級<br>自然環境保全<br>及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下                                         | 1 mg/L<br>以下        | 1 mg/L<br>以下         | 7.5mg/L<br>以上                                                   | 20CFU/<br>100mL 以下  | 第 1 の 2 の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| A    | 水道 2、3 級<br>水産 2 級<br>水浴<br>及び B 以下の欄に掲げるもの   | 6.5 以上<br>8.5 以下                                         | 3 mg/L<br>以下        | 5 mg/L<br>以下         | 7.5mg/L<br>以上                                                   | 300CFU/<br>100mL 以下 |                              |
| B    | 水産 3 級<br>工業用水 1 級<br>農業用水<br>及び C の欄に掲げるもの   | 6.5 以上<br>8.5 以下                                         | 5 mg/L<br>以下        | 15mg/L<br>以下         | 5 mg/L<br>以上                                                    | —                   |                              |
| C    | 工業用水 2 級<br>環境保全                              | 6.0 以上<br>8.5 以下                                         | 8 mg/L<br>以下        | ごみ等の浮遊<br>が認められないこと。 | 2 mg/L<br>以上                                                    | —                   |                              |
| 測定方法 |                                               | 規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 規格 17 に定める方法        | 付表 9 に掲げる方法          | 規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 付表 10 に掲げる方法        |                              |

備考

- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

| 項目<br>類型 | 利用目的の<br>適応性                                       | 基準値                                      |                    | 該当水域                                       |
|----------|----------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------|
|          |                                                    | 全窒素                                      | 全磷                 |                                            |
| I        | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの                                | 0.1mg/L 以下                               | 0.005mg/L 以下       | 第 1 の 2 の<br>( 2 ) により水<br>域類型毎に指<br>定する水域 |
| Ⅱ        | 水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。）<br>水産 1 種<br>水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L 以下                               | 0.01mg/L 以下        |                                            |
| Ⅲ        | 水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの                         | 0.4mg/L 以下                               | 0.03mg/L 以下        |                                            |
| Ⅳ        | 水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの                                  | 0.6mg/L 以下                               | 0.05mg/L 以下        |                                            |
| Ⅴ        | 水産 3 種<br>工業用水<br>農業用水<br>環境保全                     | 1 mg/L 以下                                | 0.1mg/L 以下         |                                            |
| 測定方法     |                                                    | 規格 45.2、45.3、<br>45.4 又は 45.6 に<br>定める方法 | 規格 46.3 に定め<br>る方法 |                                            |

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

| 類型\項目 | 水生生物の生息状況の<br>適応性                                                 | 基準値            |                  |                                  | 該当水域                                    |
|-------|-------------------------------------------------------------------|----------------|------------------|----------------------------------|-----------------------------------------|
|       |                                                                   | 全亜鉛            | ノニルフェ<br>ノール     | 直鎖アルキ<br>ルベンゼン<br>スルホン酸<br>及びその塩 |                                         |
| 生物 A  | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03mg/L<br>以下 | 0.001mg/L<br>以下  | 0.03mg/以下                        | 第 1 の 2<br>の(2)により水域類型ごとに<br>指定する<br>水域 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、<br>生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域    | 0.03mg/L<br>以下 | 0.0006mg/L<br>以下 | 0.02mg/以下                        |                                         |
| 生物 B  | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                               | 0.03mg/L<br>以下 | 0.002mg/L<br>以下  | 0.05mg/以下                        |                                         |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L<br>以下 | 0.002mg/L<br>以下  | 0.04mg/以下                        |                                         |
| 測定方法  |                                                                   | 規格 53 に定める方法   | 付表 11 に掲げる方法     | 付表 12 に掲げる方法                     |                                         |

| 類型\項目 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性                                                                             | 基準値                        | 該当水域                           |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------|
|       |                                                                                                | 底層溶存酸素量                    |                                |
| 生物 1  | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域                 | 4.0mg/L 以上                 | 第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物 2  | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L 以上                 |                                |
| 生物 3  | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域     | 2.0mg/L 以上                 |                                |
| 測定方法  |                                                                                                | 規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法 |                                |

## 備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

## 2 海域

ア

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                                      | 基準値                                                                                      |                                                                                                   |                                                                                                     |                     |                         | 該当<br>水域                                                |
|----------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------|
|          |                                               | 水素イオン<br>濃度<br>(pH)                                                                      | 化学的酸素<br>要求量<br>(COD)                                                                             | 溶存酸素量<br>(DO)                                                                                       | 大腸菌数                | n-ヘキサン<br>抽出物質<br>(油分等) |                                                         |
| A        | 水産 1 級<br>水浴<br>自然環境保全<br>及び B 以下の欄<br>に掲げるもの | 7.8 以上<br>8.3 以下                                                                         | 2 mg/L<br>以下                                                                                      | 7.5mg/L<br>以上                                                                                       | 300CFU/<br>100mL 以下 | 検出されな<br>いこと。           | 第 1 の<br>2 の(2)<br>により<br>水域類<br>型ごと<br>に指定<br>する水<br>域 |
| B        | 水産 2 級<br>工業用水<br>及び C の欄に掲<br>げるもの           | 7.8 以上<br>8.3 以下                                                                         | 3 mg/L<br>以下                                                                                      | 5 mg/L<br>以上                                                                                        | —                   | 検出されな<br>いこと。           |                                                         |
| C        | 環境保全                                          | 7.0 以上<br>8.3 以下                                                                         | 8 mg/L<br>以下                                                                                      | 2 mg/L<br>以上                                                                                        | —                   | —                       |                                                         |
| 測定方法     |                                               | 規格 12.1 に定<br>める方法又は<br>ガラス電極を<br>用いる水質自<br>動監視測定装<br>置によりこれ<br>と同程度の計<br>測結果の得ら<br>れる方法 | 規格 17 に定め<br>る方法（た<br>だし、B 類型<br>の工業用水及<br>び水産 2 級の<br>うちノリ養殖<br>の利水点にお<br>ける測定方法<br>はアルカリ性<br>法） | 規格 32 に定め<br>る方法又は隔<br>膜電極若しく<br>は光学式セン<br>サを用いる水<br>質自動監視測<br>定装置により<br>これと同程度<br>の計測結果の<br>得られる方法 | 付表 10 に<br>掲げる方法    | 付表 14 に掲げ<br>る方法        |                                                         |

備考

1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1 mL とアジ化ナトリウム溶液（4 w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD (O}_2\text{ mg/L)} = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{ Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値(mL)

(b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)

f Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価

3 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

（注）

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                                                        | 基 準 値                         |                    | 該当水域                                            |
|----------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------|
|          |                                                                 | 全窒素                           | 全磷                 |                                                 |
| I        | 自然環境保全<br>及び II 以下の欄に掲げ<br>るもの<br>(水産 2 種及び 3 種を除<br>く。)        | 0.2mg/L 以下                    | 0.02mg/L 以下        | 第 1 の 2<br>の(2)に<br>より水域<br>類型ごと<br>に指定す<br>る水域 |
| II       | 水産 1 種<br>水浴<br>及び III 以下の欄に掲げ<br>るもの<br>(水産 2 種及び 3 種を除<br>く。) | 0.3mg/L 以下                    | 0.03mg/L 以下        |                                                 |
| III      | 水産 2 種<br>及び IV の欄に掲げるも<br>の<br>(水産 3 種を除く。)                    | 0.6mg/L 以下                    | 0.05mg/L 以下        |                                                 |
| IV       | 水産 3 種<br>工業用水<br>生物生息環境保全                                      | 1 mg/L 以下                     | 0.09mg/L 以下        |                                                 |
| 測定方法     |                                                                 | 規格 45.4 又は<br>45.6 に定める方<br>法 | 規格 46.3 に定め<br>る方法 |                                                 |

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

| 項目類型 | 水生生物の生息状況の<br>適応性                                             | 基準値              |                   |                                  | 該当水<br>域                                                |
|------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------|
|      |                                                               | 全亜鉛              | ノニルフェ<br>ノール      | 直鎖アルキル<br>ベンゼンスル<br>ホン酸及びそ<br>の塩 |                                                         |
| 生物A  | 水生生物の生息する水<br>域                                               | 0.02mg/L<br>以下   | 0.001mg/L<br>以下   | 0.01mg/L 以<br>下                  | 第 1 の<br>2 の(2)<br>により<br>水域類<br>型ごと<br>に指定<br>する水<br>域 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、<br>水生生物の産卵場（繁<br>殖場）又は幼稚仔の生<br>育場として特に保全が<br>必要な水域 | 0.01mg/L<br>以下   | 0.0007mg/<br>L 以下 | 0.006mg/L 以<br>下                 |                                                         |
| 測定方法 |                                                               | 規格 53 に定<br>める方法 | 付表 11 に掲<br>げる方法  | 付表 12 に掲<br>げる方法                 |                                                         |

エ

| 項目類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性                                                                             | 基準値                        | 該当水域                         |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------|
|      |                                                                                                | 底層溶存酸素量                    |                              |
| 生物 1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域                 | 4.0mg/L 以上                 | 第 1 の 2 の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L 以上                 | 第 1 の 2 の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物 3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域     | 2.0mg/L 以上                 | 第 1 の 2 の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 測定方法 |                                                                                                | 規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法 |                              |

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

## 第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

(2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

### 第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

#### 1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

#### 2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

(1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じて、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

(2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

### 第4 環境基準の見直し

#### 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
- (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

#### 2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

#### 1 河川

1. (1) 河川（湖沼を除く。）
2. (2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

#### 2 海域

付表1、付表2、付表3、付表4、付表5、付表6、付表7、付表8、付表9、付表10、付表11、付表12、付表13、付表14

### 3. 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（公布日：平成 18 年 06 月 30 日環水大水 060630001 号、環水大土 060630001 号）

（環境省水・大気環境局長から都道府県知事、政令市市長あて）

都道府県知事・政令市市長 殿

環境省環境管理局水環境部長

環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号。以下「地方分権一括法」という。）が平成 12 年 4 月 1 日より施行された。同法の施行により、都道府県及び市町村の事務は自治事務及び法定受託事務の 2 種類の事務として行われることとなる。このうち法定受託事務は、本来国が果たすべき責務に係るものであるため、地方分権一括法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「改正地方自治法」という。）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に基づき都道府県又は市町村が処理する事務の基準（以下「処理基準」という。）を国が定めることができるとされている。

このため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号。水質保全関係部分に限る。）及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）中の法定受託事務である環境基準の水域類型指定等に関して、下記のとおり処理基準が定められたので、通知する。当該事務を行うに当たっては、下記事項に基づき適切に実施されたい。

なお、これまでに発出された通知は、処理基準として明示的に引用されない限り、改正地方自治法第 245 号の 4 第 1 項に基づく「技術的な助言」として取り扱うこととしているので、引き続き活用されたい。

## 記

### 第 1 環境基本法関係

水質汚濁に係る環境基準が類型を当てはめる水域を指定すべきものとして定められる場合の水域の指定（以下「類型指定」という。）に関する事務は、環境基本法第 16 条第 2 項に基づき、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）別表に定める水域以外は、都道府県が法定受託事務として行うこととされた。都道府県が事務を行う際には、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号。以下「告示」という。）に定めるほか、以下によることとする。

#### 1. 類型指定の必要性の判断

類型指定は、「水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のすべて」を対象に行う必要があるが、湖沼及び海域における全窒素及び全リン〈りん〉に関する環境基準並びに水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）の類型指定についての判断は以下のとおりとする。

## (1) 湖沼の全窒素及び全燐〈りん〉に関する環境基準について

- 1) 湖沼の全窒素及び全燐〈りん〉に係る環境基準の類型指定は、告示別表2の1の(2)のイの備考2において示すとおり、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとするが、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼についてのみ適用するものとする。この場合において、類型指定を行うべき湖沼の条件は水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府令・通商産業省令第2号。以下「規則」という。）第1条の3第1項第1号とし、このうち、全窒素の項目の基準値を適用すべき湖沼の条件は同条第2項第1号とする。
- 2) 類型指定は、富栄養化の防止を図る必要がある湖沼のすべてにつき行う必要があるが、富栄養化が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある湖沼を優先すること。

## (2) 海域の全窒素及び全燐〈りん〉に関する環境基準について

- 1) 海域の全窒素及び全燐〈りん〉に係る環境基準の類型指定は、告示別表2の2のイの備考の2において示すとおり、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。この場合において、類型指定を行うべき海域の条件は規則第1条の3第1項第2号及び同条第2項第2号であること。
- 2) 類型指定は、富栄養化の防止を図る必要がある海域のすべてにつき行う必要があるが、富栄養化が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある海域を優先すること。
- 3) 当該水域の将来の利用目的については、現在の利水状況だけでなく過去の利水状況も参考としつつ、各地域の関係者の意見等を踏まえて設定すること。
- 4) 以上のほか、以下の点に留意すること。
  - ①全窒素及び全燐〈りん〉は一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系の維持に必要であり、極端に濃度を低くする必要はないが、逆に全窒素及び全燐〈りん〉の濃度が低い海域であってもその海域固有の生態系が維持されているので、濃度を増加させることが必ずしも好ましいことではない。このようなことを勘案すると、I類型の環境基準については、自然環境保全の利水を優先させる必要がある水域や、現在の低濃度の全窒素及び全燐〈りん〉のレベルを維持することで現在の水産としての利用や生態系の維持を図る必要があると考えられる水域を対象に設定すること。
  - ②富栄養化が進んだ海域、特に湾奥部等では流入河川、気象、海象等の影響を受け空間的・季節的な濃度変動が大きくなりやすい。したがって、類型指定に当たっては、水域区分ごとの全窒素及び全燐〈りん〉の濃度レベルを総体として適切に把握するため、類似した特性を持つ水域ごとに区分するとともに、区分された水域を代表する地点を環境基準点（当該水域の環境基準の維持達成状況を把握するための地点をいう。以下同じ。）として設定すること。
  - ③全窒素及び全燐〈りん〉の濃度は、CODの濃度レベルとも関係があるため、全窒素及び全燐〈りん〉の類型指定を行う際には、現行のCODの環境基準の類型及び水域区分との関連を踏まえて類型及び水域区分を設定すること。その際、利水及び水質の状況の変化等を勘案し、必要に応じ現行のCODの環境基準の水域区分を併せて見直すこと。

### (3) 水生生物保全環境基準について

- 1) 水生生物保全環境基準の類型指定は、水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてについて行うこと。
- 2) 水生生物が全く生息しないことが確認される水域及び水生生物の生息に必要な流量、水深等が確保されない水域については、その要因を検討し、要因の解決により水生生物の生息が可能となった場合に類型指定を行うこと。
- 3) 類型指定に当たっては、水生生物保全環境基準項目による水質汚濁が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある水域を優先すること。
- 4) 類型指定を効果的・効率的に進める上で、告示別表2の1の(1)のア、(2)のア及び2のアの項目の欄に掲げる項目（以下「一般項目」という。）に係る環境基準及び告示別表2の1の(2)のイ及び2のイの項目の欄に掲げる項目に係る環境基準の類型指定における水域区分を最大限活用すること。その場合において、利用目的の適応性に水産を含まない類型が当てはめられている水域において、溶存酸素量が常に低いレベルで推移するなど、水生生物の生息の確保が難しい水質汚濁の状況になっている場合は、原則として他の水域に優先して類型指定を行う必要はないが、水生生物の生息状況、水質汚濁の状況、将来の利用目的等から、水生生物の保全を図ることが重要であると判断される場合には、優先して類型指定を行うこと。
- 5) 人為的な原因だけでなく自然的原因（鉱床地帯における岩石等からの溶出、海水の混入等をいう。以下同じ。）により検出される可能性のある物質が、当該水域において自然的原因により基準値を超えて検出される可能性があるとして判断される場合には、類型指定に当たって当該水域の実情を十分に把握すること。また、この場合において、自然的原因が明らかに環境基準超過の原因と判断される場合は、水域ごとに超過する項目の環境基準としての適用を除外することもできること。
- 6) 類型指定を行う水域の区分については、以下の点に留意すること。
  - ①類型指定を行うべき海域は、内湾及び沿岸の地先海域の範囲とすること。
  - ②河川の汽水域については、河川の類型を当てはめること。
  - ③汽水湖（汽水域のうち、告示別表2の1の(2)のア又はイが当てはめられる区間をいう。以下同じ。）については、②によらず、当該水域における水生生物の生息状況から、湖沼又は海域のいずれか適切な類型を当てはめること。
  - ④水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔（ようちし）の生育場として特に保全が必要な水域については、その水域を厳密に細分して指定することは、実際の水環境管理に当たって混乱が生じるおそれがあることから、これらが連続するような場合にはそれらの水域を一括して指定すること。

### (4) 底層溶存酸素量の環境基準について

- 1) 底層溶存酸素量の類型指定は、底層の貧酸素化の防止により、水生生物の保全・再生を図る必要がある湖沼及び海域について行うこと。
- 2) 類型指定に当たっては、現に底層の貧酸素化が著しく進行しているか、進行するおそれがある閉鎖性海域及び湖沼を優先して行うこと。また、個別の湾や湖沼において、現に底層の貧酸素化が著しく進行しているか、進行するおそれがある水域を優先して類型指定する方法も考えられる。
- 3) 類型指定に当たっては、「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について（答申）」（令和3年7月30日 中環審第1190号、以下「令和3年底層DO答申」という。）2.(2)に記載されている類型指定の具体的な手順を参考に類型指定を行うこと。

## 2. 類型指定を行うために必要な情報の把握について

### (1) 類型指定を行うための水質調査の方法について

環境基準の水域類型の指定を行うための水質調査は、「水質調査方法」(昭和46年9月30日環水管第30号)によること。

### (2) 水生生物保全環境基準の類型指定に必要な情報の把握について

類型指定に際して、水生生物の生息状況の適応性を判断するため、以下に掲げる事項に係る情報を把握して整理すること。検討に当たっては最近の情報のみならず、過去からの水域の状況の変化についても可能な限り把握すること。

#### 1) 水質の状況

水質の状況については、一般項目、水生生物保全環境基準項目並びに湖沼、海域にあっては全窒素及び全燐〈りん〉について最近の水質の状況に関する情報を把握するとともに、水域の特性を踏まえ、必要に応じて、塩分濃度、透明度等を把握すること。また、水生生物保全環境基準項目による著しい水質汚濁が進行している水域については、水域の特性に応じて、自然的原因を含め、当該水質汚濁の発生源の状況を把握すること。

#### 2) 水温の状況

水温の情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断するため、河川及び湖沼において可能な限り詳細に把握すること。海域においても基礎的な情報として把握すること。

#### 3) 水域の構造等の状況

水底の底質を構成する材料、主な人工構造物、流れの状況等の情報を、水域の特性を踏まえ、必要に応じて、水生生物の生息環境に関する基礎的な情報として把握すること。

#### 4) 魚介類の生息の状況

魚介類の生息状況に関する情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断するため、可能な限り詳細に把握すること。その場合にあって、河川及び湖沼は、生物A類型に該当するイワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物、生物B類型に該当するコイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物の生息状況についてそれぞれ把握すること。生息状況の把握に当たっては、魚介類の採取等による調査結果、水産漁獲状況や水生生物の生息状況に関する調査結果を把握すること。また、必要に応じて、漁獲対象の魚介類を規定している漁業権の設定状況を把握すること。

#### 5) 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔〈ようちし〉の生育場に関する情報

産卵場（繁殖場）及び幼稚仔〈ようちし〉の生育場に関する情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断するため、できるだけ詳細に把握すること。この情報の把握に当たっては、産卵場

（繁殖場）、幼稚仔〈ようちし〉の生育場に関する調査結果、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づき指定された保護水面等、各種法令により水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔〈ようちし〉の生育場としての保全の必要性が示されている水域の設定状況を把握すること。また、必要に応じて、一般に幼稚仔〈ようちし〉の生育にとって重要な場所と考えられる、よどみ、後背水域、水際植生、藻場、干潟、さんご礁等の状況を把握すること。

#### 6) 汽水域に関する情報

河川に区分される汽水域において、海域に主に生息する水生生物（以下「海生生物」という。）が優占して生息する情報がある場合には、当該水域の水質や水生生物の生息状況等の当該水域の特性に関する情報について、1)～5)により把握すること。

### (3) 底層溶存酸素量の環境基準の類型指定に必要な情報の把握について

類型指定に際して、必要となる情報については、令和 3 年底層 DO 答申 2.(2).1)を参考に情報を把握すること。

## 3. 類型指定を行う際の水域境界の判断

環境基準の水域類型の指定を行う際の海域又は湖沼とそれ以外の公共用水域との境界については、以下により判断することとする。

#### (1) 海域と海域以外の公共用水域との境界

- 1) 海域と接続する海域以外の公共用水域が河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条第 1 項の一級河川である場合には、同法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 5 条第 2 項の河川現況台帳の図面に記載されているところをもって、海域との境界とする。

ただし、1. の（3）の 6) の③により、海域の類型を汽水湖に当てはめた場合を除く。

- 2) 当該公共用水域が 1) の河川以外の河川である場合にあっては、次によること。

- ①河口において突堤又は防波堤が突出している場合には、兩岸の突堤又は防波堤の先端を結んだ線をもって、海域との境界とする。
- ②河口において河川護岸又は河川堤防とが明らかに区別できる場合は、兩岸の河川護岸、又は河川堤防の先端を結んだ線をもって、海域との境界とする。
- ③①及び②に該当しない河川等にあっては、左右岸の河川堤防法線又は河川部分の水際線を海域に延長した線と海岸部における通常の干潮時の汀線〈ていせん〉との交点を結んだ線をもって、海域との境界とする。

- 3) 河口部が河川区域であると同時に港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 3 項の港湾区域又は漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第 2 条の漁港である場合であって、港湾又は漁港以外の河川区域に対し港湾

区域又は漁港である部分の幅が大幅に拡大し、流水が停滞性を示しているときは、前記１）及び２）にかかわらず当該河口部は海域として取り扱う

## （２）湖沼と湖沼以外の公共用水域との境界

１）（１）の２）の③に準じて判断することとする。

２）この場合において、湖沼の汀線〈ていせん〉は渇水時の汀線〈ていせん〉とする。なお、人造湖の場合にあっては、その上流端は、渇水時のバックウォーターの終端とする。

## ４．類型指定の見直し

上記１．～３．に準ずることとする。

なお、水生生物保全環境基準の類型指定については、水生生物の生息状況の変化等事情の変更があれば、適宜見直しの検討が必要となるため、水質汚濁防止法第 15 条に基づく常時監視における環境基準項目等の水質の状況の把握のほか、水生生物の生息状況等、類型指定を行うために必要な情報を把握、整備しておくこと。

## 第2 水質汚濁防止法関係

### 1 常時監視(法第15条関係)

常時監視の実施に当たっては、告示及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)によるほか以下によるとする。なお、実施に当たっては関係機関との連携を図られたい。

#### (1) 常時監視に用いる測定

(省略)

#### (2) 常時監視の結果の報告

(省略)

#### (3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合

##### 1) 人の健康の保護に関する環境基準

(省略)

##### 2) 生活環境の保全に関する環境基準

###### ①BOD、CODの環境基準及び水生生物保全環境基準の達成状況の評価

ア. 類型指定された水域におけるBOD及びCODの環境基準の達成状況の年間評価については、環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値」※2が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

※2 75%水質値...年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目( $n$ は日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とする。(0.75× $n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

イ. 水生生物保全環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。なお、当該水域における検出状況が、明らかに人為的原因のみならず自然的原因も考えられる場合や、河川の汽水域において海生生物が優占して生息する情報がある場合には、これらのことを踏まえて判断すること。

ウ. 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

###### ②大腸菌数の環境基準の達成状況の評価

ア. 大腸菌数については、類型指定により区分された水域ごとに達成又は非達成の評価を行うことは要しないが、個々の環境基準点において、環境基準に適合しているか否かを判断する。

- イ. 大腸菌数の環境基準の達成状況は、環境基準点において、以下の方法により求めた「90%水質値」※3が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと判断する。

※3 90%水質値…年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ  $0.9 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって 90%水質値とする。（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

③湖沼における全窒素及び全燐〈りん〉の環境基準の達成状況の評価

- ア. 湖沼における全窒素及び全燐〈りん〉の環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- イ. 複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

④海域における全窒素及び全燐〈りん〉の環境基準の達成状況の評価

- ア. 海域における全窒素及び全燐〈りん〉の環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- イ. 複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

⑤湖沼及び海域における底層溶存酸素量の環境基準の達成状況の評価

令和3年底層DO答申2.(3)及び2.(4)を参考として、類型区分された水域ごとに判断すること。

## 2 測定計画(法第16条関係)

(省略)

### 3. 水浴場水質判定基準

(別紙)

#### 水浴場水質判定基準

1. 判定基準については、以下の表に基づいて次のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、CODまたは透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。
- (2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」または「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
  - ・ 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - ・ 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
  - ・ 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
  - ・ これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により「水質AA」または「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」または「水質C」となった水浴場を「可」とする。

| 区 分 |       | ふん便性大腸菌群数                | 油膜の有無        | C O D                      | 透 明 度              |
|-----|-------|--------------------------|--------------|----------------------------|--------------------|
| 適   | 水質 AA | 不検出<br>(検出限界 2 個/100mL)  | 油膜が認められない    | 2mg/L 以下<br>(湖沼は 3mg/L 以下) | 全 透<br>(または 1m 以上) |
|     | 水質 A  | 100 個/100mL 以下           | 油膜が認められない    | 2mg/L 以下<br>(湖沼は 3mg/L 以下) | 全 透<br>(または 1m 以上) |
| 可   | 水質 B  | 400 個/100mL 以下           | 常時は油膜が認められない | 5mg/L 以下                   | 1m 未満<br>～50 cm 以上 |
|     | 水質 C  | 1,000 個/100mL 以下         | 常時は油膜が認められない | 8mg/L 以下                   | 1m 未満<br>～50 cm 以上 |
| 不 適 |       | 1,000 個/100mL を<br>超えるもの | 常時油膜が認められる   | 8mg/L 超                    | 50 cm 未満*          |

- (注) ・ 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
- ・ 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
  - ・ CODの測定は日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法 (酸性法) による。
  - ・ 透明度 ( \*の部分) に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については、次の(1)または(2)のいずれかに該当する水浴場とする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの